

愛知県吹奏楽コンクール審査内規

2018年5月8日改訂

- 第1条 この規定は愛知県吹奏楽コンクール実施規定第24条に基づき、審査及び判定について定めるものである。
- 第2条 地区大会についても本内規に準じて行うものとする。
- 第3条 審査員は各団体が演奏した課題曲・自由曲それぞれに対して、2点～10点の9段階（1点刻み）で評価する。（ただし、B編成・プライマリーの部については自由曲のみ）
- 第4条 審査員の数は7名とする。ただし、中学校の部、高等学校の部の地区大会については、審査員を3名～5名としてもよい。
- 第5条 審査の処理は理事長より委嘱された審査係が行う。
- 第6条 審査係は審査員の評価に基づき、金賞・銀賞・銅賞の三段階でグループ分けを行う。ただし、高等学校の部のプライマリー大会と県代表選考会については、愛知県吹奏楽コンクール実施規定細則（高等学校の部）に定めた方法で行う。
- 金賞に値する演奏にはA（10点・9点・8点）、銀賞に値する演奏にはB（7点・6点・5点）、銅賞に値する演奏にはC（4点・3点・2点）とし、代表に値する場合は10点、またA・B・Cの比率は3：4：3を目安に評価するよう審査員に依頼する。ただし、大学・職場・一般部門については比率の目安はこの限りではない。
- 第7条 賞の決定については、次の2通りの方法から各部門がそれぞれ選択して実施するものとする。ただし、金賞はその大会の代表相当を限度に増やしてもよい。
- ① 審査員のA・B・C評価のうち、Aが過半数の場合金賞、Cが過半数の場合銅賞、その他を銀賞とする。
 - ② 課題曲・自由曲それぞれの評価の最高・最低点を各1名分ずつカットして集計し、満点の75%以上を金賞、45%以下を銅賞、それ以外を銀賞とする。ただし、審査員が3名～5名の場合は上下カットをせずに集計する。なお、各賞の得点率（%）については、暫定的に目安とすることができる。
- また、愛知県教育委員会賞と上位大会への代表を決定するために、それぞれの最高点・最低点を各1名分ずつカットして集計し、金賞団体を優先して合計点の多い団体から選出する。同点の場合は、審査員の投票により決定する。ただし、審査員が3名～5名の場合は上下カットをせずに集計する。
- 第8条 第5条による結果は、審査員の了承を得て大会運営責任者が賞を決定する。
- 第9条 愛知県吹奏楽コンクール実施規定に違反のあった場合は失格とし入賞を取り消す場合もある。
- 第10条 審査票は出演団体に渡し、審査一覧は希望する団体に渡すことができる。
- 第11条 この内規は常任理事会の議決により改訂することができる。